

監 査 結 果 報 告 書
(平成 年 月 日付け報告)

企 監 第 4 3 号

平成26年1月27日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員 坪内
同 上西 克尚



監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定により監査を執行した結果を、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成 24 年度における工事の執行

(2) 監査対象

監査対象機関	監査対象工事
事業管理部庭窪浄水場	大庭浄水場 沈澱池更新工事
事業管理部東部水道事業所	送水管布設工事 (上小阪枚岡系統連絡管・東大阪市) 1 工区

(3) 監査実施日

平成 25 年 11 月 25 日～平成 25 年 11 月 26 日

(4) 監査の実施方針

平成 24 年度における工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的・効率的に行われているかを主眼として、技術的な視点で監査した。

2. 監査の結果

監査対象工事の執行は、おおむね適正であることを認めた。

企 監 第 4 3 号

平成26年1月27日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

坪内 隆
上西 克尚



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査の結果のとおり

検査の結果

1. 検査の概要

(1) 検査の範囲

平成 25 年 8 月から同年 10 月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

(2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

(3) 検査実施日

平成 25 年 9 月 27 日から同年 11 月 29 日まで

(4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、確実、有利に行われていたかを検査した。

2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。